



## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年5月24日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日  
平成19年5月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人びあサポート飯綱のそよかせ
- 3 代表者の氏名  
石井 実
- 4 主たる事務所の所在地  
上水内郡飯綱町大字川上2755番地2286
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、飯綱町及びその近隣地域を中心に、障がいのある人や高齢者などが安心して自立した生活を営み、誇りある社会の一員として地域社会に参画できることなどを目指して、社会参加の場づくりや生活基盤の整備を進め、福祉の増進を図ると共に、啓発活動などを行い、福祉のまちづくりに寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年5月24日

長野県知事 村井 仁

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達をする役務  
個人事業税納税通知書等封入封かん業務
  - (2) 役務の特質  
入札説明書及び仕様書によります。
  - (3) 履行期間  
平成19年6月1日から平成19年11月30日まで
  - (4) 入札方法  
印刷1枚当たり、データプリント1枚当たり及び封入封かん1枚当たりの単価（小数点以下第2位まで）について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された単価に当該単価の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当する者としてします。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第

2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
  - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
  - (4) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先  
長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県総務部税務課  
電話 026 (235) 7052
  - 4 入札手続等
    - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
    - (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成19年5月31日 午後2時  
イ 場所 長野県庁 本館2階入札室
    - (3) 郵送入札の可否  
郵送による入札は、受け付けません。
    - (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年5月29日までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
    - (5) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
    - (6) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
    - (7) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
    - (8) 契約書作成の要否  
要します。
    - (9) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、各単価に予定数量を乗じた金額の合計額の最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
  - 5 その他  
詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

税務課

## 公告

平成19年度の自衛官（2等陸士、2等海士及び2等空士）の募集期間等は、次のとおりです。

平成19年5月24日

長野県知事 村 井 仁

## 1 募集期間

第1次募集	平成19年5月24日から同年6月30日まで
第2次募集	平成19年7月1日から同年9月30日まで
第3次募集	平成19年10月1日から同年12月31日まで
第4次募集	平成20年1月1日から同年3月31日まで

## 2 受付場所

市役所、町村役場及び下記地域事務所において受付をします。

事務所名	郵便番号	住所	電話番号
飯田出張所	395-0053	飯田市大久保町2637-3 飯田地方合同庁舎1階	0265-22-2613
長野地域事務所	380-0846	長野市旭町1108番地 長野第2合同庁舎内	026-235-6026
上田地域事務所	386-0025	上田市天神町4-17-3 金井MSTYビル1階	0268-22-5267
松本地域事務所	390-0815	松本市深志2-6-5 マルナカ深志ビル1、2階	0263-36-2787
諏訪地域事務所	391-0002	茅野市塚原1-3-20	0266-82-6785
伊那地域事務所	396-0000	伊那市伊那3446-21 シマダヤバラエティービル2階	0265-73-4860

## 3 試験期日及び試験場所

試験期日	試験場所
応募者に自衛隊長野地方協力本部から別途通知します。	陸上自衛隊松本駐屯地 〒390-8508 松本市高宮1-1 電話 0263-26-2766

市町村課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年5月24日

長野県知事 村 井 仁

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務  
不法投棄防止夜間監視委託
- (2) 役務の特質  
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 履行期間  
平成19年6月13日から平成19年12月20日までの間で、県が指定する100日
- (4) 業務場所  
入札説明書及び仕様書によります。
- (5) 入札方法  
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数が

あるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による認定を受けた者であること。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2  
 長野県生活環境部廃棄物監視指導課  
 電話 026 (235) 7203

## 4 入札手続等

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年6月7日 午前9時

イ 場所 長野県庁 西庁舎108号室

## (3) 郵送入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

## (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (7) 契約書作成の要否

必要です。

## (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

## 5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

廃棄物監視指導課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年5月24日

長野県知事 村 井 仁

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

上田駅前ビルパレオ  
 上田市天神1-1786-26

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

有限会社 久保田薬局  
 上田市天神1-8-1

有限会社 宮島商事  
 上田市中央1-4-2

有限会社 北村商店  
 上田市天神1-8-1

有限会社 田中青果店  
 上田市中央6-4-26

有限会社 八幡屋百貨店  
 上田市天神1-8-1

合資会社 みのや旅館  
 上田市天神1-8-51

中垣幸子  
 上田市天神1-9-22

合名会社 二葉屋商店  
 上田市中央2-14-5

馬場節子  
 上田市常磐城6-13-10

馬場淳一  
 上田市緑が丘1-21-28

有限会社 輝光商事  
 上田市中央西1-3-28

六川章一

上田市御所242-12

## 3 変更した事項

## (1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) 上田駅お城口第二種市街地再開発事業第1-1街区

(変更後) 上田駅前ビルパレオ

## (2) 大規模小売店舗の所在地

(変更前) 上田市天神1-1789-2

(変更後) 上田市天神1-1786-26

## (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## ① 平成15年12月1日、平成15年12月6日、平成16年1月15日変更分

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名 (法人の場合)	住 所
有限会社久保田薬局	久保田 礼 三	上田市中央1-4-4
宮 島 栄 一		上田市中央1-4-2
有限会社北村商店	北 村 久 文	上田市天神1-7-14
有限会社八幡屋百貨店	細 野 浩 一	上田市中央1-4-2

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名 (法人の場合)	住 所
有限会社久保田薬局	久保田 礼 三	上田市天神1-8-1
有限会社宮島商事	宮 島 栄 一	上田市中央1-4-2
有限会社北村商店	北 村 久 文	上田市天神1-8-1
有限会社八幡屋百貨店	細 野 浩 一	上田市天神1-8-1
有限会社ハウストン	相 磯 和 明	上田市国分563-1
三洋精密株式会社	多賀谷 和 之	小県郡丸子町大字中丸子1771
ファイテン株式会社	平 田 好 宏	京都府京都市中京区烏丸通錦小路角手洗水町 678 明治生命京都錦ビル
株式会社ミモト	宮 本 幹 夫	上田市国分1250-6

## ② 平成17年1月7日、平成17年6月17日変更分

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名 (法人の場合)	住 所
有限会社久保田薬局	久保田 礼 三	上田市天神1-8-1
有限会社宮島商事	宮 島 栄 一	上田市中央1-4-2
有限会社北村商店	北 村 久 文	上田市天神1-8-1
有限会社八幡屋百貨店	細 野 浩 一	上田市天神1-8-1
有限会社ハウストン	相 磯 和 明	上田市国分563-1
三洋精密株式会社	多賀谷 和 之	小県郡丸子町大字中丸子1771
ファイテン株式会社	平 田 好 宏	京都府京都市中京区烏丸通錦小路角手洗水町 678 明治生命京都錦ビル
株式会社ミモト	宮 本 幹 夫	上田市国分1250-6

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名 (法人の場合)	住 所
有限会社久保田薬局	久保田 礼 三	上田市天神1-8-1
有限会社宮島商事	宮 島 栄 一	上田市中央1-4-2
有限会社北村商店	北 村 久 文	上田市天神1-8-1
有限会社八幡屋百貨店	細 野 浩 一	上田市天神1-8-1
株式会社ナリス化粧品	村 岡 弘 義	大阪府大阪市福島区海老江1-11-17
三洋精密株式会社	多賀谷 和 之	小県郡丸子町大字中丸子1771
ファイテン株式会社	平 田 好 宏	京都府京都市中京区烏丸通錦小路角手洗水町 678 明治生命京都錦ビル
株式会社ミモト	宮 本 幹 夫	上田市国分1250-6
株式会社九九プラス	深 堀 高 臣	東京都小平市学園東町1-4-39

③ 平成19年3月1日、平成19年4月1日変更分

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名 (法人の場合)	住 所
有限会社久保田薬局	久保田 礼 三	上田市天神1-8-1
有限会社宮島商事	宮 島 栄 一	上田市中央1-4-2
有限会社北村商店	北 村 久 文	上田市天神1-8-1
有限会社八幡屋百貨店	細 野 浩 一	上田市天神1-8-1
株式会社ナリス化粧品	村 岡 弘 義	大阪府大阪市福島区海老江1-11-17
三洋精密株式会社	多賀谷 和 之	小県郡丸子町大字中丸子1771
ファイテン株式会社	平 田 好 宏	京都府京都市中京区烏丸通錦小路角手洗水町 678 明治生命京都錦ビル
株式会社ミモト	宮 本 幹 夫	上田市国分1250-6
株式会社九九プラス	深 堀 高 臣	東京都小平市学園東町1-4-39

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名 (法人の場合)	住 所
有限会社久保田薬局	久保田 礼 三	上田市天神1-8-1
有限会社宮島商事	宮 島 栄 一	上田市中央1-4-2
有限会社北村商店	北 村 久 文	上田市天神1-8-1
有限会社八幡屋百貨店	細 野 浩 一	上田市天神1-8-1
株式会社ナリス化粧品	村 岡 弘 義	大阪府大阪市福島区海老江1-11-17
株式会社ミモト	宮 本 幹 夫	上田市国分1250-6

## 4 変更した年月日

3の(1)の大規模小売店舗の名称 平成15年12月6日

3の(2)の大規模小売店舗の所在地 平成15年12月6日

3の(3)の①の有限会社久保田薬局及び有限会社八幡屋百貨店 平成15年12月1日

3の(3)の①の有限会社宮島商事、有限会社ハウストン、三洋精密株式会社、ファイテン株式会社、株式会社ミモト 平成15年12月6日

3の(3)の①の有限会社北村商店 平成16年1月15日

3の(3)の②の株式会社ナリス化粧品 平成17年1月7日

- 3の(3)の②の株式会社九九プラス 平成17年6月17日
- 3の(3)の③の株式会社九九プラス及びファイテン株式会社 平成19年3月1日
- 3の(3)の③の三洋精密株式会社 平成19年4月1日

5 届出年月日

平成19年4月23日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成19年5月24日から平成19年9月24日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

平成19年5月18日、長野県美篤土地改良区の定款変更を認可しました。

平成19年5月24日

長野県知事 村井 仁

農地整備課

公告

平成19年5月18日、長野県拾ヶ堰土地改良区の定款変更を認可しました。

平成19年5月24日

長野県知事 村井 仁

農地整備課

公告

平成19年5月18日、清野土地改良区の定款変更を認可しました。

平成19年5月24日

長野県知事 村井 仁

農地整備課

公告

平成19年5月18日、千曲市更級土地改良区の定款変更を認可しました。

平成19年5月24日

長野県知事 村井 仁

農地整備課

公告

県営八重原地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

平成19年5月24日

長野県知事 村井 仁

1 縦覧に供する書類

県営八重原地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成19年5月25日から6月21日まで

3 縦覧の場所

東御市役所

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年5月24日

長野県松本地方事務所長 鎌田 泰太郎

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品及び数量

ガスクロマトグラフ質量分析計 一式

(2) 物品の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成19年8月1日から平成24年7月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 借入場所

長野県松本市大字島立1020

長野県松本合同庁舎

(5) 入札方法

1月当たりの価格について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の



端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
  - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付されている者であること。長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
  - (3) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- ## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野県松本市大字島立1020  
長野県松本地方事務所 環境課  
電話 0263(40)1941

## 4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成19年6月14日(木) 午後2時  
イ 場所 長野県松本合同庁舎 101号会議室
  - (3) 郵送入札の可否  
郵送による入札は、受け付けません。
  - (4) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
  - (5) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
  - (6) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
  - (7) 契約書作成の要否  
必要とします。
  - (8) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- ## 5 入札に当たっての留意事項
- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県松本地方事務所長は、この契約を変更又は解除することができる

ものとしします。

- (2) 詳細は、入札説明書によります。

水環境課

## 公告

南佐久郡南相木村による南相木地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成19年5月24日

長野県佐久地方事務所長 木 曾 茂

### 1 縦覧に供する書類

- (1) 条例の写し
- (2) 土地改良事業計画書の写し

### 2 縦覧の期間

平成19年5月25日から6月21日まで

### 3 縦覧の場所

南佐久郡南相木村役場

農地整備課

## 公告

清算法人南安曇郡穂高町橋爪土地改良区の清算人について、次のように退任の届出がありました。

平成19年5月24日

長野県松本地方事務所長 鎌 田 泰太郎

### 理 事

#### 退 任

氏 名	住 所
胡 桃 節 平	安曇野市穂高有明4613番地9
胡 桃 幸 久	安曇野市穂高有明4908番地1
三 枝 一 夫	安曇野市穂高有明4821番地
平 林 靖 雄	安曇野市穂高有明4823番地4
小 野 雅 敏	安曇野市穂高有明4827番地

農地整備課

## 公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成19年5月24日

長野県佐久地方事務所長 木 曾 茂

### 1 許可番号 平成18年6月13日

長野県佐久地方事務所指令18佐地政第18-4号

### 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北佐久郡軽井沢町大字長倉寺屋敷3570-1、3570-2、3570-3、3571-1、3571-2、3572-1、3572-2、3572-3、3572-4、字芽黒3591-16、3591-17、3591-18、字米倉3933-5、3933-7、3917、3921、3930-1、3933-3、3933-4、3933-9

## 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南佐久郡小海町大字小海1693

株式会社黒澤組 代表取締役 黒澤和夫

建築管理課

## 公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成19年5月24日

長野県下伊那地方事務所長 田山重晴

## 1 許可番号 平成18年11月1日

長野県下伊那地方事務所指令18下伊地政第35-1号

## 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

下伊那郡高森町山吹3624-5、3624-8の内、3624-10、3624-11、3630-1、3630-2の内、3630-11の内、3630-13、3630-14、3630-15

## 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

下伊那郡高森町山吹8685-1

株式会社乾光精機製作所 代表取締役社長 瀧澤正十三

建築管理課

## 公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成19年5月24日

長野県長野地方事務所長 片山昌男

## 1 許可番号 平成19年3月2日

長野県長野地方事務所指令18長地政第3-3号

## 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

千曲市大字屋代字升ノ浦4199、4200、4201-1、4202-1、4203、4204-1、4209-1、4211、4212-1、4213-1、4213-2、4214-1、4215-1、4216-1、4217-1、4218-1、4222、4223-1、4224-1、4225-1、4226-1、4227-1、4227-2、4228-1、4229-1、4230-1、4233、4234-1、4235、4237-1、4237-3、4237-4、4239-1、4241、4243、4245-1、4246-1、4247-1、4248-1、4249-1、4250-1、4251-1、4252-1、4253-1、4254、4255、4256-1、4257-1、4258、4259-1、4260-1、4261-1、4262-1、4263-1、4264-1、4265-1、4266、4267、4268、4269、4271-1、4272-1、4273-1、4274-1、4275-1、4276-1、4277、4278、4279、4280、4281、4282-1、4283-1、4284-1、4285-1、4286-1、4287-1、4288-1、4289-1、4290、4291、4292、4293-1、4294、4295-1、4295-3、4295-5、4296、4297-1、4298-1、4305-1

## 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都墨田区太平4丁目1-3

ティーエルロジコム株式会社 取締役社長 鎌田正彦

建築管理課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年5月24日

長野県北安曇地方事務所長 畑中和良

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする役務及び役務の特質

平成19年度県営住宅高瀬団地3号棟エレベーター保守点検業務

## (2) 履行期間

平成19年7月1日から平成20年3月31日まで

## (3) 履行場所

北安曇郡池田町大字池田2979-48

県営住宅高瀬団地

## (4) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

## (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

## (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

## (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

## (4) 専門技術者を終日待機させ、緊急時の出動要請に対し原則60分以内に到着できる体制を整備できる者であること。

## (5) 長野県内に本社又は営業所等を有する者であること。

## (6) 過去に3階建て以上の共同住宅においてエレベーターの保守点検業務委託を誠実に履行した実績を有する者であること。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

大町市大町1058-2

長野県北安曇地方事務所 商工観光建築課

電話 0261(23)2934(直通)

## 4 入札手続等

## (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年6月15日 午前10時

イ 場所 長野県大町合同庁舎 401号会議室

## (3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は受け付けません。

## (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事



項について説明した書類を、平成19年6月5日(火)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

住宅課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年5月24日

長野県南佐久建設事務所長 塩入邦寿

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

ダムの多重無線設備点検業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書のとおりです。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成19年9月30日まで

(4) 履行場所

佐久市臼田2015 南佐久建設事務所  
南佐久郡佐久穂町大字大日向字大野沢2122-41  
古谷ダム管理事務所  
南佐久郡佐久穂町大字余地字上日向1098-47  
余地ダム管理事務所

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当するものであることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又Cに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去10年以内に同種、同規模のダム通信設備点検業務の履行実績を有する者であること。

(5) 長野県内に本店又は営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

佐久市臼田2015

長野県南佐久建設事務所 総務課

電話 0267(82)3101

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年6月7日(木) 午後1時30分

イ 場所 長野県南佐久建設事務所 第一会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年5月31日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもって入札した者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

河川課